

調査が生む地域の苦悩

「地層処分」という虚構」に固執する 国の申し入れを受け入れた南鳥島



核のゴミ、最終処分問題の課題を検証し、あるべき政策転換のあり方を探ったシンポジウム(4月11日、札幌市内で)

NUMO(原子力発電環境整備機構)による最終処分地選定に向けた「文献調査」が後志管内寿都町と神恵内村で始まってから5年余り。この4月には東京都の小笠原村が南鳥島での文献調査を受け入れる動きもあった。これらの問題点を検証し、あるべき政策の転換に向け市民ができる道を探るシンポジウムが4月11日、札幌市内で開かれた。核ゴミ問題に詳しい研究者とNPO法人のスタッフが処分政策の課題や「文献調査」報告書の問題点などを指摘し、寿都町の住民団体メンバーらを交えたパネルディスカッションも。「処分場の建設地は見つからず、たまたま調査候補地になったところが苦しみ味わうことを許してはならない」として「最終処分法」の廃止などを求める声も出た。そんなシンポのあらましを紹介する。(ルポライター・滝川 康治)

候補地選定のあり方を疑問視
調査や規制、住民の参加に課題

核のゴミ「最終処分地選定」に向けた「文献調査」の開始から5年、調査のどこに問題があり、地層処分政策

の転換に向けて市民ができることを探るシンポジウム。泊原発の再稼働や核のゴミの持ち込みに異議を唱えてきた市民グループや、東京の認定NPO法人「原子力資料情報室」などが主催し、オンラインを含めて3

50人ほどが参加した。

発表の一番手は、龍谷大学政策学部教授(環境経済学)で「原子力市民委員会」座長の大島堅一さん。

「日本では、最終処分的前提となる使用済み核燃料の再処理について、青森県六ヶ所村の再処理工場が着工から30年以上経っても未だ竣工せず、実現の見通しが立っていない。福島原発事故から生じた放射性廃棄物も、処分の見通しすら検討されていない。廃棄物の行き場もなく、再処理の展望のないまま原発を動かし続けることは、問題の先送りに他ならない」と前置きして、NUMOが寿都町と神恵内村で行なった「文献調査」について3つの問題点を指摘した。

①公募・申し入れ方式の問題…科学的に最も安全な地点を比較し、絞り込むメカニズムがない。調査の受け入れに最大20億円もの交付金が支払われる仕組みの下、科学的な判断より財政的な誘引が前面に出た結果、地域社会に分断がもたらされた。

②「推進」と「規制」の未分離…原子力規制委員会によって地層処分の規制基準が作られていないにも係わらず、経済産業省とNUMOが後追いの事実上の基準を作成し、処分地

の浸水リスクもある。

②南鳥島は海底火山の上にサンゴ礁が形成されている。地下浅部は石灰岩であり、多孔性で透水性が低い。海水を含んだ大量の地下水の流入が起これば、掘削の安全性や坑道の健全性を確保することは困難になる。

③ガラス固化体が製造される六ヶ所再処理工場から2千2百キロと遠く、長距離輸送は事故や台風、津波被害の発生を高める

④現在の地下3百〜5百メートルでの処分計画が困難になれば、数キロから10キロの地下に埋め捨てる処分方法が選択肢になるが、研究開発段階の技術のため、実現可能性は保証されていない

「地層処分は壮大な虚構」と捉えてきた筆者の目には、「南鳥島案」はごく一部の研究者の推論を頼りにした、手詰まり状態の処分政策から国民の目をそらすとする、きわめて政治的なやり方と映る。

かねてから寿都町と神恵内村での「文献調査」の報告書をめぐり、NUMOや経産省の対応を問うてきた地質学者の岡村聡さん(北海道教育大名誉教授)は、次のように「南鳥島案」を批判した。



最終処分政策の課題について問題提起する龍谷大学教授の大島堅一さん

の選定プロセスを進めている。

③住民・国民参加の仕組みが存在しない…自治体の首長が反対意見を表明しても調査を止める原則や仕組みが存在しない。また、(処分地の選定をめぐり)国会の関与すらない。「科学的な安全性」と「民主主義的な正当性」の双方で根本的な欠陥をかかえており、抜本的な制度改革が不可欠である。

東京電気大教授工学部教授で経産省放射性廃棄物ワーキンググループ(WG)委員を務める寿楽浩太さんは、核ゴミ交付金をきっかけに調査が始まる現状について、地域コミュニ

「南鳥島の地下はサンゴ礁が千メートルあり、その下が玄武岩になっていく。可溶性の石灰岩(サンゴ礁)に水が入ると簡単に溶けてしまうでしょう。また、海底下5千メートルまでは急峻な地形になっており、山体崩壊を起こしやすい。そうした場所にそもそも広い地下空間を造れるのか」

「ここは最初から(処分場の建設には)問題外の場所です。最近の知見によると、南鳥島から南西に45キロほど離れたところには(処分場には不適地の)第4紀の火山の存在を示すデータもあります」

23年には、全国の地学専門家3百人あまりが「複数のプレートがせめぎあう日本列島において、最終処分場としての適地は困難」とする声明を発表している。岡村さんは、この点にも言及し、核のゴミを暫定保管することの必要性を説いた。

過疎地を狙う立地選定をやめて「処分法」の廃止・見直しを急務

「あるべき政策転換に向けて私たちができること」をテーマにしたパネルディスカッションでは、「子どもたちに核のゴミのない寿都を! 町民

テイの分断を招くリスクを警告してきた人。今回の発表では、あらためて処分政策の経緯をふり返った。

このシンポジウムを企画した原子力資料情報室スタッフの高野聡さんは、寿都町と神恵内村で行なわれた「文献調査」に関連した市民社会の反応について、こう強調した。

「経産省のWGに対し、3回にわたって十分な審議を求める要望書や抗議文を提出するなど、市民側がこまめに継続的に監視し、審議の改善を求めた事例はきわめて稀だ」

そして、「文献調査」の受け入れをめぐり揺れた末に首長が「拒否」を表明した長崎県対馬市における住民運動の経緯や、原発城下町の中で調査を受け入れた佐賀県玄海町の事例について、自身の訪問体験も交えながら報告した。

「サンゴ礁に処分場」は無理筋 南鳥島の文献調査に批判の声

今年3月、北海道の2町村と佐賀県玄海町に続き、南鳥島(東京都小笠原村)で「文献調査」を実施するという計画が表面化した。経産省が小笠原村に調査を申し入れたのを受け、4月21日には同村の渋谷正昭村長が

の会」の南波久さん(共同代表)と田嶋真由美さんから、NUMOの調査によって住民の分断を余儀なくされた経緯について報告があり、「情報公開の徹底と民主的な手続きが必要」「首長が独断で手を挙げるシステムをやめるべき」などの指摘や提案があった。

2000年に制定された「最終処分法」のあり方をめぐる発言もあり、「議論を尽くさずに成立した法律だが、もつと国会議員に対応してもらえないか(寿楽さん)」

「最終処分が過疎地に押しつけられ

受け入れる意思を表明。「国からの申し入れ方式」による初めての調査が行なわれる見通しだ。

しかし、机上の調査はできても、事はそう簡単には運ばないだろう。3月初めに経産省が調査実施を申し入れた直後、原子力資料情報室は以下のような問題点を指摘したプレスリリースを発表している。

①処分場の地上施設に12平方キロの面積を要するとされるが、南鳥島は1・5平方キロ。掘削土を安全に管理できるスペースはあるのか、また専用港を建設する条件は整っているのか。海抜が低いため、高潮など



パネルディスカッションでは、最終処分法の見直しを求める発言も

ることは『環境正義』に反する。(核のゴミの持ち込みは認め難いとする)道条例がある以上、『施設は立地できない。市町村は同意するな』と言っていない。自分は今後、処分法の廃止を求めて全国行脚をしていきたい(市民グループ代表の市川守弘弁護士)

などの意見が相次いだ。これらの声を踏まえ、大島さんが次のように話を整理した。

*このままだと、処分地選定に向けた調査のあり方が「地域の分断を生み、実際には処分場の建設地が見つからず、何十年も放置されることになる。たまたま調査候補地になったところが苦しみを味わうことを許してはならない。

*原子力政策の中で地層処分問題は取りくみやすく、どの政党の議員も理解できるテーマ。国にはやる気がなく、推進側の人たちから物事を動かすようになっていないので、市民側から問題提起することが大事。

*処分法を改正し、国民が参加できるような規定が必要だ。

さまざまな報告や問題提起があり、参加者たちはあらためて核ゴミ処分問題の現状を問いただしていた。



住民投票を呼びかける看板。片岡春雄・寿都町長は実施時期を明言しない